

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年9月11日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同年10月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和8年9月25日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
丸亀市飯山町土地改良区	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（ほ場整備事業） 安川地区（区画整理）
〃	地域計画実現化促進生産基盤整備事業（かんがい排水事業） 安川地区（暗渠排水）